



春・秋の火災予防運動

住宅火災
いのちを守る
7つのポイント

● 3つの習慣

- 1 **寝たばこ**は絶対にやめる。
- 2 **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 **ガスコンロ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

● 4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

平成27年上半期 火災・救急速報

【火災概況】

平成27年上半期に宇佐市管内で発生した火災は6件で、前年の8件に比べ2件減少しました。火災種別では建物火災4件、林野火災0件、その他火災2件となっています。火災原因は、ストーブ、風呂かまど、溶接機、切断機、放火、火入れによる火災が発生しています。

【救急概要】

平成27年上半期の救急出動件数は1,442件で、前年に比べ97件増加し、搬送人員は1,359人で72人増加しています。事故種別では、急病が800件、次いで一般負傷244件、交通事故119件、その他279件となっています。また、救急車で搬送された人の45%は軽症です。救急車の出動は年々増加傾向にあります。



なぜ火事はなくなるの？



病院に行くなら、タクシーより救急車の方が早くて、便利じゃないの？



火災の直接の原因は様々ですが、その背景には不注意や油断といった、人の心の問題が隠れています。誰もが知るルールやマナーをきちんと守ることで防ぐことができた火災も、きっとあるはず。一人一人が心がけ、火災ゼロの安全な街を目指したいものですね。

救急車の数には限りがあります。もし大切な人の命が危ない時に、救急車の到着が遅れてしまったら、、、。救急車をみんなで上手に利用して、救急医療の充実した安心な街にしたいものですね。でも、本当に困った時、様子がおかしいと思った時はためらわずに救急車を呼んでください！

消火器の破損事故にご注意ください!!



赤く変色している。底の塗装が剥がれている。蓋が破損している。このような状態の消火器は危険です、使用せず廃棄して下さい。



腐食が進んだ消火器を操作したことにより、消火器が破裂し受傷したとみられる事故が全国で相次いで発生しています。今後、同じような事故を発生させないために、下記の事項に注意してください。

- ① 消火器が風雨にさらされる場所や湿潤な場所などに設置されていないか。
- ② 消火器の状態を点検し、腐食が進んでいるものは、絶対に使用しない。
- ③ 不要になった消火器については、放射・解体などの廃棄処理を自ら行うことなく、業者に廃棄処理を依頼する。
- ④ 特に、腐食が進んでいる消火器は、容器破損の危険性が大きいので、速やかに業者に廃棄処理を依頼すること。

※ 現在までに起こっているすべての破裂事故は加圧式消火器によるものです。

買い替え又は新規購入する場合は「蓄圧式」をおすすめします。「蓄圧式」は放射時に急激に圧力が加わる「加圧式」の消火器とは異なり、消火器本体に常時圧力がかかっているため、本体容器が老朽化しても内圧が上昇せず圧力が容器外に漏れるため、破裂事故等の危険性が少なく安全です。



消防団夏季訓練を実施しました！



平成27年8月28日(金曜日)に宇佐市総合運動場グラウンドと宇佐市安心院グラウンドの2会場に消防団員が集まり、平成27年度宇佐市消防団夏季訓練を実施しました。

この訓練は、消防団員の規律の保持と士気の高揚を目的として毎年行われています。今年度は、消防職員の指導を受けながら礼式を主体とした訓練を行いました。各会場で団長の訓示を受け、副市長からは、「宇佐市は比較的災害の少ない地域と言われていますが、近年では集中豪雨により甚大な被害が発生しています。その中で、市民の安心安全のためにご活躍されている消防団の皆様へ敬意を表します。」との激励をいただきました。



「幼児防火教室」を始めました！！

幼児期からの防火教育は非常に重要と言われています。そこで、宇佐市消防団女性部は、平成26年度から「幼児防火教育」の一環として、子供たちに災害についての正しい知識と適格な判断力を身につけてもらい、状況に応じて適切に行動できるよう、保育園などを巡回指導しています。

【活動内容】

- ①読み聞かせ 紙芝居
- ②火災発生時の避難の方法『姿勢を低く！』
- ③衣類に火がついた時の対応方法『止まって！』『倒れて！』『転がって！』
- ④火災発生時に部屋に閉じ込められた時の対応『コン！コン！コン！』



取り付けましたか？住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は平成23年6月1日から完全義務化となり、新築、既存を問わずすべての住宅に設置が義務付けとなっています。一般住宅における火災による死者の大半は高齢者の逃げ遅れが占めることから、住宅用火災警報器の設置は、火災による死者の減少に多大な効果があると考えられています。まだ設置がお済みでないご家庭では、家族や大切な人を火災から守るためにもすぐに取り付けましょう。



消防団員を募集しています！！

「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神で、消防団への加入者を募集しています。そこで、本年10月より、消防団員の加入要件が拡大されました。詳しくは宇佐市ホームページをご覧ください。→ <http://www.city.usa.oita.jp/>